（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百二十八人以内を置く。

２　［略］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［略］		
山形刑務所	米沢拘置支所	米沢市
	酒田拘置支所	酒田市
［略］		
長野刑務所	上田拘置支所	上田市
［略］		

［二・三　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百三十二人以内を置く。

２　［同上］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［同上］		
山形刑務所	米沢拘置支所	米沢市
	鶴岡拘置支所	鶴岡市
	酒田拘置支所	酒田市
［同上］		
長野刑務所	長野拘置支所	長野市
	上田拘置支所	上田市
［同上］		

［二・三　同上］

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○法務省令第十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日　　法務大臣　三好　雅子

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（少年院の統括専門官）	（少年院の統括専門官）
第十五条　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十六人以内を置く。	**第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十八人以内を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
（少年鑑別所に置く課等）	（少年鑑別所に置く課等）
第十八条　［略］	**第十八条**　［同上］
２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所及び福井少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。	２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、秋田少年鑑別所、福井少年鑑別所及び鳥取少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。